

総務常任委員会会議録

[平成22年 7月14日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成22年 7月14日
午前 8時40分 開会
午後 4時16分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	出 田 裕 重
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	谷 口 博 文
委 員	熊 田 司
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	長 船 吉 博
議 長	川 上 命

欠席委員

なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職・氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	田 村 覚
総 務 部 長	喜 田 憲 康
財 務 部 長	岡 田 昌 史
市 長 公 室 次 長	中 田 眞 一 郎

総務部次長兼選挙管理委員会書記長	入	谷	修	司
緑総合窓口センター所長	長	尾	重	信
西淡総合窓口センター所長	前	田	和	義
三原総合窓口センター所長	久	田	三	枝子
南淡総合窓口センター所長	林		光	一
財 務 部 次 長	土	井	本	環
次長兼監査委員事務局長	高	見	雅	文
市長公室課長	田	村	愛	子
総務部総務課長	佃		信	夫
総務部防災課長	松	下	良	卓
総務部情報課長	富	永	文	博
ケーブルネットワーク淡路所長	土	肥	一	二
財 務 部 財 政 課 長	神	代	充	広
財 務 部 管 財 課 長	堤		省	司

II. 会議に付した事件

- 1. 入札契約事務について…………… 4

- 2. 所管事務調査について…………… 1 2
 - (1) 市の総合的企画、調整について
 - (2) 行財政計画について
 - (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
 - (4) 消防・防災対策の推進について
 - (5) 離島振興対策について
 - (6) 国際交流及び友好市町の調査について
 - (7) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員に関すること

- 3. その他…………… 5 7

III. 会議録

総務常任委員会

平成22年 7月14日(水)

(開会 午後 8時40分)

(閉会 午後 4時14分)

○出田裕重委員長 おはようございます。

大変な天気が続いておりますが、本日は入札契約の事務ということで連絡が不徹底のところもありますが9時ぐらいまで執行部の方々から入札関連の資料をいただいておりますが説明をいただいて、それから質疑、意見交換を約10分間、予定としては防災ステーションも組み込んでおりますが状況をみながら常任委員会として判断していきますのでご協力、ご指導をいただきながら本日一日よろしく申し上げます。

岡田部長。

○財務部長(岡田昌史) 早朝より総務常任委員会の管内調査ということで、特に入札事務契約についてということで、ご苦勞様でございます。状況調査という入札契約事務執行のおおまかなことをまず説明させていただいて、その後質疑ということでよろしく申し上げます。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長(堤 省司) それでは私のほうから、入札・契約事務取扱要領に従いまして順次進めさせていただきます。

このあと入札の傍聴をいただくんですけども、案件につきましては全部で5件でございます。そのうち4件が、制限付一般競争入札(簡易型)ほか1件が、業務委託の案件でございます。

それでは、資料2ページ 1 入札日について 一般競争入札公告で指定した日、指名競争入札では第3第4水曜日ではほぼそのような月単位で執行しております。急を要するときは随時指定した日としております。

2 入札方法について ですが一般競争入札、公募型一般競争入札、制限付一般競争入札、指名競争入札とそのように大まかに分かれておりまして、金額並びに工種につきましては表をご覧ください。一番下の指名競争入札でございますが、電気、機械器具設置、管、1000万未満ということが競争入札ということで、22年度4月から2000万円から1000万円に改めたということでございます。その下の建築一式にいたしましても、22年度4月から1億未満から5000万円未満に改めたところでございます。

それと、公募型一般競争入札の考え方、制限付一般競争入札の考え方簡単にご説明させていただきます。公募型一般競争入札につきましては市契約規則第3条に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている社を対象に発注者が入札に参加する者の工事等の経験及び技術的適性の有無等に関して必要な資格等をあらかじめ公告して工事の受注希望者を募って競争させ最低価格者と契約を締結する入札方法でございます。

南あわじ市の名簿に載っているというのが参加できるしくみとなっております。

制限付一般競争入札の考え方でございますが、市契約規則第3条に定める競争入札参加資格者名簿に登載されているものを対象に、市内あるいは県内に建設業の許可を受けた本店又は支店を有する者など、入札参加者の営業所の所在地に関する資格を制限する入札方式をいいます。

次に 3 市内建設業者の等級区分、格付基準について をさだめてございます。

これは22年度のものもでございますが、土木一式、A等級のものでございますが6000万円以上の工事に対しまして、ただいま11社でございます。

B等級に関しましては、6000万未満3000万以上の工事でございます。これが15社でございます。つづきまして3000万から500万の工事をお願いしているのが、C等級で40社、500万未満の工事に対しましてはD等級これが36社でございます。合計あわせまして102社の登録でございます。

建築一式、5000万以上これがA等級で13社でございます。5000万から2000万これが18社でB等級、2000万未満に付きましてC等級、これが36社あわせて67社でございます。

つづきまして舗装でございますが、300万以上と300万未満に分かれておりましてそれぞれ20社と37社あわせまして57社でございます。

ほかの電気、機械器具、管というふうな工種につきましてはA等級とかB等級C等級というのは設けておりません。

次にその下の格付基準ですが、総合評点の建築業の許可区分の基準ということで、A等級に区分するのは建設業の許可区分のうち経営事項審査にかかる総合評定値を900点以上の経営規模をもったもの、等級Bでは800から899、Cでは600から799、Dでは600点未満建築工事につきましては750以上、650から749、650未満というような区分で格付を決めております。

つづきまして、4 指名競争入札について 入札の参加者数について括弧の中に入れさせていただきますいております。500万未満では5社以上を指名する、500万から1000万では7社を指名する、1000万から5000万につきましては8社を指名するというようになっております。最初にご説明させていただいた建築一式が5000万未満というふうなことで、そのランクに従って8社を指名するというようなことでこの表にしたがって8社で競争いただくということになっております。

つづきまして、7ページにとばさせていただきます。最低制限価格でございますが、平成20年度からこの制度を設けてきておるところでございますが、目的としましては公共工事の減少により過度な競争が行われ、いわゆるダンピング受注が懸念される状況を鑑み、建設業者の発展を阻害、工事の手抜き、下請け業者のしわ寄せ、安全対策の不徹底等を未然に防止し、工事の品質を確保するために設けて、平成20年度より改正を重ねまして、現在の制度が下に書かれております制度でございます。適用範囲ですが入札執行する130万以上の建設工事を対象とする、ということでございます。ただし契約の履行が確保できる工事を除く（例：廃棄物のマニフェストにより履行を確保できる解体工事、また設計施工の工事などは最低制限価格は設けない）ということで、ただし書きをもうけております。

最低制限価格につきましては、この算式で求めております。直接工事費、工事の材料とか機械、機械の経費、それから労務費などによる、工事を完成させるための直接の目的に要する経費の95%を掛けます。それに共通仮設費に工事の準備にかかる費用ですとか仮囲い安全対策の費用これ積算でこれも率がきまってくるんですが、それぞれ工種によって率がきまってくるんですけれども、共通仮設費に0.9掛けたもの、それに現場管理費これは現場の労働の保険、保険料なんですけど交通費とか現場の労務管理費等の経費に0.7掛けたもの、それに一般管理費、これにつきましては事務を要する会社の役員の手当てですとか、総務関係の人件費等の経費に0.3を掛けたものそれらを足したもので計算したものでございます。最低制限価格というもので積算されます。

それで、(3)市内業者の特例ということで、計算しました式に5%市内業者育成のため上乗せすると22年度4月から設置しております。

(4)最低制限価格の上限 今積算しました(2)(3)で積算しました数値ですが、その数値が予定価格の90%を超える場合は、予定価格の90%の上限をかかげて最低制限価格としております。市内業者の場合ですけれども。

(4)の②では市外業者で、予定価格の85%をもって最低制限価格と設定しております。つづきまして10ページをお願いしたいと思います。

公共工事に関する事項の公表について透明性の確保ということでこういうことをやってございます。(1)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、こういった法律がございまして、①公共工事の発注の見通しに関する事項、②入札及び契約の過程に関する事項を公表するというのがございます。①の公共工事の発注の見通しにつきましては、名称とか場所とか期間、入札及び契約の方法、入札時期を毎年4月に公表してございます。

22年の4月に公表してございまして、南あわじ市では86件工事の件数が公表されてございまして、そのうち上半期の発注が72件、70%の発注予定ということで公表してございます。②で入札及び契約の過程に関する事項について入札する案件の結果等でございます。

入札に参加したものの商号又は名称、落札金額及び予定価格、最低制限価格を公表して

ございます。ただし業務委託、物品購入等における予定価格の公表は毎年度規模、どう内容で反復実施ということ非公表ということで、ただし書きをもうけさせていただいております。

(2) 公表の方法につきましては、管財課にて書類の閲覧を行っており、一部ホームページへの掲載もしてございます。

19 契約の締結について 落札決定の日から7日以内に契約の締結に必要な書類を提出し、かつ契約保証金を納付して契約を締結しなければならない。契約保証金につきましては100分の10、1割、契約保証金として収めなければならないということがきまっております。納める金額の対象といたしまして、200万円以上の工種が基本でございます。

つづきまして最後のほうになるんですが、34、35番あたりでの不正行為等に対する措置について適正化法によつての談合マニュアルに基づいて行うものとしします。談合等行った場合には指名停止等、兵庫県の契約業務連絡協議会に基づいて不正行為に対する措置をするものとする。南あわじ市では指名停止基準というのを別に設けておりまして、それに基づきまして、指名停止を行っております。指名停止措置につきましては、入札審査会等で確認を頂いて、措置をしていくということでございます。別紙で本日工事4件の入札がございまして制限付一般競争入札(簡易型)で、入札を行います。それに至るまでの日程をフロー図で示させていただいております。

同一の日でございます。入札の公告は1ヶ月前6月14日でございます。入札参加者の申込の受付を開始しております。それから入札参加申込の受領書の交付であったり設計図書書の交付であったり、質問書の提出期限であったり質問書に対する回答等、日を経まして本日の入札執行という形でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○出田裕重委員長 ありがとうございます。入札全般について質問あればお願いします。
長船委員。

○長船吉博委員 指名競争入札で入札審査会で審査しますよね。南あわじ市になって土木で102社、建設で67社、その入札する業者、平均しておりますか。偏ってはおりませんか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長(堤 省司) いまのご質問は、指名競争入札の指名の割合ということですか。
4ページのほうで少し書かせていただいとるんですが、⑧当該工事の地域性、十分に考慮いたしまして地元の業者が半分くらいで、地元言うのは旧町単位程度で、半分程度の数、あと他の町から半分程度の数、調整をいたしまして、ということでまったく同数というのは

なっていないかと思えますけれども、順番という形でほぼ同じ数を目指して指名競争入札では指名をさせていただいております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 やっぱり、ちょっと偏りがあるのかという部分を感じられるんです。

そこら、入札審査会で業者を決定するんですよね。その審査会100%執行部の方で入札審査会委員であったり、ですからなるべく地域性等を鑑みただ中で公平に、部分的にこちらも理解しております。そんな中、ちょっと偏る部分が多々見受けられるような気もするんですが、なににしもあらずなんです。

できたら、公平に気をつけるところは改良すべきやなと思うんですが、まったくそんな偏りはないですか。そこまでは言っていませんけども、ごく一部の感じられる程度。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 毎回の審査会は当日の案件と、書類回数がいままで何回いってますよ、いわゆる業者名前の下段にいままでの指名回数を記載してあります。委員言われているように、できるだけ指名回数にあまり差がないような取扱は事務局サイドもかなり配慮されて、そのように思います。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 もう一件、先般部長は、最低制限価格の漏洩はないということでそのときに決済を各分庁舎に回すという答弁があったと思うんですけれども、これはなんのために各分庁舎にまわすのか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） これは各分庁舎でなしに、各庁舎から決済の経路によってまず管財にきます。で最終は中央庁舎にくるんです。ある程度庁舎間の移動というのがあるので、その辺については守秘義務を徹底するというような形で取り組んでおりますということの説明しました。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ確認なんですけれども庁舎間といっても管財課と中央庁舎間だけじゃないですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） それぞれ都市整備、農業振興部それぞれあるわけです。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 わかりました。

○出田裕重委員長 ほかに。蛭子委員。

○蛭子智彦委員 7ページの最低制限価格の設定というところで、最低制限価格制度を導入した目的というのを書いてあるわけですが、この中で下請業者のしわ寄せとか工事の手抜きとか具体的な問題というのは、南あわじ市になってから発生したケースはあったのでしょうか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 管財課には具体的な事例とか相談とかはというのはございません。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 具体的なものがないけれども、導入したということですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 具体的な事例はございませんでしたけれども、県、国からの通達等によりまして、統一的な考え方、書いておりますように、この考え方をもちまして、こういったことが起こる、懸念されるというようなことで、設けたものでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この中には例えば従事している作業員、労働者の処遇なり賃金なりこういったものが、入ってないわけですが、これはどういうことですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） この制度ではそこまでの従業員の給与確保とかいう主旨かと思うんですが、そこまでの部分の形は設けてございません。

 労務費に係る積算、工事にかかる経費がどれくらいが適当であるか読み替えさせていただきますと、それにつきましては設計基準等で労務費は適正な価格で積算されておるといような統一的なもので設けられていると。これには設けてございません。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 設けられているということですが、どうやって確認していますか。実際に支払われているかどうか、確保されているかどうかということを確認されていますか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 管財課のほうでは確認しておりません。事業課等のほうで確認されているのかどうか、ちょっとわかりかねます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまりこの最低制限価格の目的とするところは、工事の品質であったり、適切な下請業者の支払いであったり、労務費の確保であったりということトータルに確認するための価格を設けてあるけれども、それが結果として守られているのかどうか確認できないとすれば、これまた絵に書いた餅になるのではないかということをおもうのですが、その点いかがですか。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本 環） 要は会社から、工事を受けた会社が給料を払うということを確認するということは行政が求められているものではないと。ただし最低制限価格を設けたのは、ダンピング等が生じて工事の品質確保とか色々な形で会社の手取り

が減ると。減ったときにしわ寄せがいくというような想定の中で国のほうで設けらんと支払いがスムーズにいかないのではないかと、という想定のもとでされた制度なので、それをAという会社が請け負った、Aという会社が従業員に支払う給料を、発注した行政が確認する必要がないというふうに思いますけれども。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 結局こういう理念としては謳われていても確認できないとすれば、実効性というのはどこにあるのかということがわかりにくい話でないのかなということなんです。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本 環） 例えばAという会社の従業員が、うちが発注した工事なり、民間から請け負った仕事なり、いろいろやっておるわけなんですよね。うちが発注した工事だけで会社が生計を建てられるいうものでない。その、うちが発注した工事の部分の給料は何ぼかいうのは、不可能かと思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その区別の問題というよりは、その会社雇用者、労働者に対して、やって当然なんですけれども、労働災害の労災保険に加入しているかどうか、あるいは労働基準法であったり労働安全衛生法であったり法律遵守されているのか、こういうのが契約結ぶ際に評価点数として、示されてくる部分なのかなと思うのですが、トータルとして例えば最低賃金守ってる会社なのかなのか、その他諸々法令遵守化されているのかということについて確認していくことについて、企業が公契約を結んでいく相手方としてふさわしい基準を持っているかの審査、するということが可能ではないのかなと、その点いかがですか。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本 環） 要するに2年に1回きめて、2年間の部分について指名願いをだしてもらっているんですけども、その中の書類で一部確認できる場所もあります。

蛭子委員おっしゃっているように、指導監督の部分については労働基準監督署なり県な

りの部分であって市町村としては指名願等の部分、それからもし不備があれば県なりあらゆる機関から情報がきますので、その時点で調査してふさわしいのかどうかやっておるので、間違いないと我々は思っております。

○出田裕重委員長 時間も限られておりますので、端的に。北村委員。

○北村利夫委員 設計図、有償交付やと、これは指名業者、全社が買いますか。

○ 出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 指名競争入札につきましてはこちらから指名いたしますのでその場合は無償です。制限付一般競争入札につきましては、応募した方の希望でございますので、買う買わないは本人の希望でございますが殆どの方が買われておると思います。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 回しなんかは。聞いたことないですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 聞いたことはありません。

○出田裕重委員長 暫時休憩します。 ありがとうございました。

（休憩 9時20分）

（再開 13時30分）

○出田裕重委員長 再開いたします。

皆さんこんにちは。

午前中は、財務部、それから総務部の皆さんにお骨折りいただきましてありがとうございました。

午前中に引き続き総務常任委員会を再開させていただきます。

改めまして執行部よりご挨拶をいただきたいと思います。

副市長。

○副市長（川野四朗） 皆様方におかれましては午前中の所管事務調査ということで、管内の入札の状況、また防災ステーションの視察ということで、ご苦労様でございます。

すでにお聞きになっておるかと思いますが、今日は大雨警報が出て、水防指令が出て追ったというようなことですが、ここはあまり時間雨量、沼島で時間雨量が50mmを記録したのが最高でしたので、そう顕著な水の出方ではなかったということで、一安心をいたしておりますけども、これから台風期も来ますので、防災には力を入れなければいけない時季に参りました。気を抜けないという思いであります。

今日は所管事務調査ということでございますので、どうかよろしく願いいたします。

○出田裕重委員長 高川会計管理者につきましては、公務のため、欠席をさせていただきますと申し出をいただいておりますので、お伝えいたします。

それでは調査に入りたいと思いますが、午前中、入札と兵庫県の防災ステーションということで説明もいただけてきましたので、できましたらそういう関連、引き続き何かございましたら、調査の感想なり、ご意見なりあればそちらから入っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

谷口委員。

○谷口博文委員 関連で聞くんですが、先ほどの副市長の話にあったように、全国的なゲリラ豪雨等々で、所管外になるかもしれないのですが、市内の被害状況だけ分かる範囲で結構なので、今日もどこかで崖崩れとか、淡路市さんのほうで建物が土砂でつぶれたというようなニュースもされていたんですが、市内の被害状況は分かる範囲で結構ですので、お願いします。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 現在、把握していますのは灘の県道で灘黒岩から洲本市の由良生石の間で崖崩れがありまして、一時通行止めになっていたんですが、午前中には片側通行が可能というように、洲本土木のほうから聞いております。

それと先ほど副市長の挨拶の中にもありました、沼島なんですが、沼島のグラウンドが冠水をしました。地元の消防団等の活動のおかげで、床下浸水まではいっていません。丁度その時間帯も大雨の時間帯も潮の引いておる時間帯ということもありまして、地元の消防団も夜中3時過ぎ等はコミセンに待機をして活動いただいたと。

あと、らん・らんバスの関係なんですが、灘の黒岩の倉川のほうで折り返し運転をしているというような状況を聞いております。

今、防災課のほうに入ってきているのは以上です。
以上です。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 急傾斜等々で山の崩落というか、そういうような事案があるのと、今、先ほどおっしゃっていたように、灘線で比較的崖崩れ等々の危険性があるときに、通行止めの規制なんかは、できるだけ危険を予知した段階で通行止め規制等々すべきやと思うんですが、そのあたりのシステムはどういうふうになっておられますか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 私たちの防災課のほうで把握しているのは、特に県道のことなんですが、今回の通行止めになった区間にいたしましても、規定雨量というのを洲本土木では設けているそうです。その規定雨量を超えたら通行止めにすると、危険な箇所やということで、またパトロールもしながら、それで本当に危険であれば、通行止めにするということを聞いております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 規定雨量というのは近年、若干1時間の降雨量というのもゲリラ的豪雨的なもので、かなり集中した短時間での降雨が全国的に多発している状況下であって、その辺の危険雨量的な数字というのは、若干見直し等はされているような状況にあるんですか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） そこまでは防災課のほうでは、今のところ把握していません。都市整備部のほうではもしかしたら把握しておるかも分かりませんが。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先般、一般質問でそこまでお尋ねできなかったことですが、今日はありがたいことで、管財の方のご協力のもとに入札というか、そのような事務的な取り扱い現場を私自身の見聞を広げることができて非常にありがたかったという思いがありまして、

先般も市内の業者に対して、今日は下水工事と道路の舗装と、一部空調であったりとか、地積調査であったりとか、入札を現地視察させていただいたんですが、市内全体で公共的な事業の総枠というのは、だいたいどれぐらいなんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 21年度の実績の額でおよその額ですが、お知らせさせていただきます。

建設工事の入札件数に対しまして191件でございまして、金額にしまして約40億円という金額でございます。

以上です。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市内で下水工事が比較的、私の松帆・湊でもされているんやけども、下水工事の管工事費というのはだいたいどれぐらいなんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 現在、手元の資料ではそこまでのものは持っていませんので、後日調べさせていただき、報告させていただきます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 後日でなくても、ざっくりで、20億ぐらいやったら、20億ぐらいは、それぐらいは年間しているのかなと思って。

下水で例えば福良とか、管工事市内順次やっていく段階で、だいたい年間で20億とか15億なのか、25億なのかというのはそのへんはだいたいの数字で結構なんですが。わかりませんか。

○出田裕重委員長 正確な数字でなくても結構ですということで、その範囲内でお答えいただければ。

暫時休憩します。

（休憩 13時37分）

(再開 13時38分)

○出田裕重委員長 再開します。
谷口委員。

○谷口博文委員 とにかくだいたい40億ぐらいの建設費的なもので、その半分ぐらいは下水の管工事に含まれていると。

ということは、あとの20億ぐらいは、建物の改修というか、そういうやつとか、道路整備であったりとか、地籍であったりとか、だいたいそういうような解釈でよろしいですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長(堤 省司) はい。おおよそのとおりで結構だと思いますが、大きな備品、パソコンの購入でありますとか、そういったものは昨年度には、大きなものがありました。そこに含まれての金額でございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 先ほど見学してきた防災ステーションなんですが、9月オープンというふうなことですけども、この管理運営は県が全面的、単独でやるんですか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長(松下良卓) 管理運営につきましては、県から市のほうに委託をされます。市のほうで管理運営をしていくというふうなかたちになろうかと思えます。

まだ今のところは管理運営の協定書を交わしておりません。

以上です。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今から市のほうで管理運営をまかされるというふうなことであれば、やはりその防災ステーションの活用方法、またそれに伴った宣伝、また災害時における避難所等についての説明等の住民また外来客等を相手に、緻密な指導それから宣伝等もや

っていないといけないと思うのですが、そこらは市の方でどういうふうを考えておられるのでしょうか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 防災ステーションの一部観光的部分で、観光客の方々に防災についての学習をしていただくという一つの防災ステーションの目的がございます。それにつきましては、県のほうで、作っていただくパンフレット、また市の方から要望させていただいて、そのパンフレットの活用を今後していきたいというふうに思っております。

また、ステーションができあがるまでに、隣にあります、なないろ館との協議もこれから必要かと思えます。なぜならば観光客の避難誘導訓練もこれから必要となってくるかと思えますので、なないろ館の従業員の方々とも共に観光客の誘導というのを今後研修や訓練等も含めていきたいなと思っております。

あと、防災学習室、今日も現場へ行っていただいて、だいたいの広さというのは分かっていたと思うのですが、その防災学習室については、できるだけ地元の方々に自主防災の研修会をしていただいたりとかいうような思いを持っているのですが、なかなか夜間、管理人というのがない状態になりますので、そこら辺を今後どのようなかたちで活用していくかというのは、また地元とのお話合いの中で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、課長はなないろ館の方と協議してというふうなことを言っていますけども、なないろ館には観光案内、それから土産物もろもろ、ジョイポートも入っております。

本当にそれだけでいいのか。今、入札不落になっていますけども、目と鼻の先に新人形会館も建設予定だと。そこにも避難所が設置されるというふうなこともあるので、そこらやはり、その地域、あの部分をひとつとしたかたち、自治会も含めて協議するべきだと僕は思うのですが。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 大変申し訳ございません。人形会館も今後建設されるということで、人形会館も避難所のひとつとなっておりますので、人形会館の職員も踏まえた中

での避難誘導の訓練。また地元自治会、あそこは築地になると思うのですが、その自治会の方々とも同じように訓練みたいなようなことも自治会との話しもして、進めていきたいというというふうに思っております。

以上です。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それとこの防災ステーション。防災課が管理運営。防災課の職員で管理運営するんですか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 防災課では管理運営は今のところは考えておりませんが、ただそのステーションの学習室を利用するとかいう方々に対して、観光客の方々とかに対しての防災学習のできる人材を今後、今、県の本日来ておりました県の塚原主幹も言っておりますけども、県のほうもそういう語りの部の方々を捜してきてくれています。

あと、トイレ等の掃除をしていただいたり、周辺の環境整備も含めての、今後ステーション周辺、また中のトイレ等の清掃の委託も今後、もしかしたら地元の方にお願ひするかという話しには、なつてこようかと思ひますが、今のところはまだ白紙の状態です。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 県から市が委託される。本当にこの県が防災について、その外来客にも津波の仕組み、また津波の脅威もろもろ、防災について勉強したい。また地域の子ども、地域の人達の勉強の場ということなんですけども、その指導するのは誰が指導するんやと。

また、防災ステーションを生かすも殺すもあそこでステーションの所長というかたちの人材が私は必要ではないかと思っております。

やはり所長という使命を与えられた方にはそれなりの使命感を持って、責任を持ったなかで、より防災のことに熟知し、勉強し、また子どもや外来の方たちに伝えていく。それがこの施設の生かすも殺すも一番大事なところかと思ひのですが、その点、どういふふうにして市として考えておるのかお聞きします。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 今、長船委員おっしゃられます、そういう責任を持って所長

といますか、そういう方々にお願いをするというような方法もあるということなんですけども、それにつきましても、県のほうからの今、委託料がどれだけくるかということもございます。

今のところ、県のほうとの協議をしながら、今、長船委員おっしゃられます、人材も県共々探しているという状況です。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 課長な、もう3か月ないねんで、言っておくけど。オープンまで。それでそんなのでよっぽど頭のいい人だったら、機械とかそういうのも研修しないといけないで。

そんなの今頃悠長なことを言っていてええのかのう。

わしらもっと県と協議をすみやかに重ねてよ、この施設を生かすも殺すも本当にそこで仕事するという人は、私は必要だと思いますよ。

特に管理とか、指導とか、そういう部分においてよ。それはちょっと今であったら、僕は手遅れやと思うわ。もっとそこらをよく協議した中でやで、していかないと端から迷走するんじゃないか。

あれ誰するの、これ誰するの、あれの責任だれやと、なすり付け合いみたいになって、それは收拾つかない状況にならないか。

せっかく作った、市長があんな防災に対して非常にいいものを作っていたら、ありがたく思っておりますと、私の一般質問には言っていたけどやな、ありがたく思えないような状況を作ってしまうんじゃないです。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 今月の20日過ぎにも本日説明に来ていただいた洲本土木の方々と打ち合わせも行いますのでそのときに、県のほうの考え方と市の方の考え方也是十分申し上げまして、できるだけオープンに対して、人材を確保できるように努力いたしたいと思えます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 私は福良のまちづくりで県と協議の場に立ち会わせていただきました。その場で県の、先ほど言った塚原が主任か知りませんが、彼がやはり誰か責任を持って管理運営しているような人を一人置かないといけないなという考え方、まちづくりの中

で言っていましたよ。

ですからそこらをやっぱり市が管理運営を任されるんなら、もっともっと早くそういう交渉ごとをして、それで人材ね、あたる人材を確保するなり、その方に防災士なり、またなんらかの防災についての教育の研修をどんどん受けてもらうなりして、やはりその防災ステーションを生かすようなものにもっていかないといけないなと私は思っていますよ。

いかがでしょうか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 委員おっしゃられていますように、せっかくの施設を無駄にというようなことにはしてはならないので、今後、この来週また県の人と会いますので、十分その辺を県と共々協議して、早めに進めていきたいというふうに思います。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それともう1点、これはいつ起こるかわからない南海地震なんですけど、そこで今日、ちらっと話をしていたんですが、「避難したところで食糧は確保しております。トイレも準備しております。いやそれならトイレはどこにあるのよと言ったら、トイレは携帯型のトイレ。携帯型のトイレについて、そんなの女性だったらどうすんのよと言ったら、それは今から考えますって。

そんななにやじゃらけた話なんですけど、やっぱりだいたい一波来てから最低でも6時間から10時間の間は、その場をなるべく離れないよということなんで、そんなときに必ず津波が来たときには、もう絶対下水道は使えないようになる。

これは震度6強で新潟もそうですし、輪島も下水道が使えないようになっていた。そんななかで、簡易トイレが確保できない。そこで6時間、10時間じっと何名の方がいるのか分からないのですが、またそこらの対策もね、やっぱり今後全般的なこともやらないといけないのではないかと私は思っているんですけど、またそこらも県とね、よく協議していただきたいなというふうに思っておるので、その点、課長の答弁を聞かせていただきます。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 当初防災ステーションには、そういう備蓄食糧というものが最初から置いておくということは当初の説明ではなかったのですが、今日の資料でそういう備蓄食糧関係が出ておりました。

避難所に当然なりますから、やはり飲み水とトイレというのは一番大きな問題ですので、

約300名の方が約6時間から10時間おられるということになりますと、それに応じるような簡易トイレ的なものを何個か、個数もまた計算しないといけないのですが、その備品の備え付けというの県の方には要望していきたいと思えます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 勘違いしているんじゃない。簡易トイレは男性。女性の場合は困るねんぞ。それ用が必要やということなんやぞ。ちょっと間違ったらいかんぞ。そこらを県とよく協議しなさいと私は言っているんやぞ。間違えんなよ。

○出田裕重委員長 他に。
北村委員。

○北村利夫委員 今日、午前中にいただいた資料の中で、契約保証金、これ実際の運用はどうなっていますか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 契約保証金につきましては、契約金額の100分の10というふうなかたちで納めていただいておりますが、200万円未満の部分につきましては免除というかたちで運用しています。
以上です。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 実際に納めていただいているんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 履行保障保険も含め、払っていただいて契約しております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その下に契約保証金の免除というのがあるんですが、たぶんほとんどが免除しているのではないかと思うのですが、そうではないのですね。

実際にひかれているんですね。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） はい。頂戴しております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今度は変わるのですが、建設業退職金共済制度について、説明していただけますか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） これにつきましては、建設業者に働く労働者の退職金の制度でございます。建設業者で働く労働者におきましては、その一つの会社を退職しましても、同種の工事と申しますか、工事現場の仕事をするというのが多くあります。その方はまた別の建設会社で働くということになりますので、その方々の期間、Aの会社で勤めておいた期間、Bの会社で勤めておいた期間、それに対する退職金を通算してその方に支払うような制度でございます。その期間に応じまして、掛け金を工種に応じまして掛け金を事業主が掛け金をしていくということでございます。

その労働者につきましては、その手帳を持っておりまして、その掛け金に応じまして、シールを貼り付けて何ヶ月納めたかというのを部分を証明して、退職金を支払うかたちであります。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この制度に市はどれぐらい関わっているんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） この制度の運用につきましては、建設業者の団体で作る組織で運営されております。

直接市が関わることはございませんが、その制度に加入していることが指名願いを受け付けるときの、その会社がですね、その制度を利用しているという証明が指名願いを受け付けるときに必要と、加入を義務づけています。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 実際に指名願いのときに必要だということなんですが、実際に運用されているかどうかというのはどのように把握されるんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） これは掛け金を領収してくださいとお願いしておるところですが、個々のすべての契約については、こちらのほうでは確認はされておられません。

○出田裕重委員長 暫時休憩します。

（休憩 14時00分）

（再開 14時01分）

○出田裕重委員長 再開します。

緑総合窓口センター所長。元管財課長お願いします。

○緑総合窓口センター所長（長尾重信） 元ということで、金額的なことは忘れていますが、県退協につきましても、広域ごとにそれぞれ券を買っていただきまして、その券の領収書そのものを印刷し、落札した業者に契約する際に添付していただくということで、加入したのかということを確認しておるということでございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その券、証紙というのですかね、その証紙は定額制なんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 工種によりまして、掛け金の率が異なっております。

○出田裕重委員長 北村委員。

政法人でございますが、そちらが運営しているものでございまして、南あわじ市の公共事業につきましては、先ほど説明したとおりでございまして、他の建設現場で働く労働者の福祉対策の一環ということになっておりますので、民間の事業でございましても事業主は掛け金をしていくというのが基本的な考え方かと考えています。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ一時、マスコミ等で問題になったこの共済の関係ではないんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 把握はしておりません。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 というのは、一人親方なんていうのがあるわけやんかな。
結局、そういう人がそこに加入する。それで水増し会員を増やしたというような。北海道とか九州、徳島等で一時報道されたんですが。
話が他所に飛んでしまったんですが。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 今、委員ご指摘の部分につきましては、建設業者の健康保険の制度の部分かと思えます。
この部分とは退職共済制度とは異なる制度のものかと思えます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 すみません勘違いしていました。
終わっておきます。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 今日、午前中防災センターを見させて貰ったんですが、車椅子用のス

ロープがあったと思うのですが、スロープには手すりは付いていましたか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 正面の入り口のところは確か階段でございました。

正面の入り口から左側に向かってスロープがあったかと思います。

たぶんなんですが、この正面に向かって左側のほうにスロープがあったかと思うので、たぶんそこから車椅子の方は上がってこれるかと思います。

車椅子の方はこちらからという案内の表示はなかったように思います。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 ありましたけども、車椅子の来るところからずっと、スロープのところにね、手すりを付けてあったかどうか。

こういう災害のときに大変なのは障害者またはお年寄り、子どもと思うんです。そこらへんのことをまず主眼に置いていなければ、健康な人ならば逆に言うと自分で車で移動とかできるでしょうけど、そういう人達が困っているときにどうするのかというところで、まず一つはスロープのところで手すりがあったのかどうか、僕もそこらへん見ていたんですが、あったのかな、なかったのかなと疑問に思いましたので、聞かせていただいたんですが。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） たぶん手すりは途中までで、あとはなかったかと思います。

入り口に近づいていくところにはなかったかと思います。

以上です。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしましたら、実際にできたら、そういう防災ステーションの方で結構なので、車椅子で実際にそこを上がられてみたらどうですか。

それで十分利用できるのかどうかというのが、もしそこら辺に落ち度があるんだったら、せっかくの設備なのにもったいないと思いますので、一度確認して車椅子でも十分対応できるのかどうかというところをまず、押さえていただきたいのではないかと思います。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 早速、防災ステーションの方にもう一度行って見て、どういう状況かどうかを確認します。

もし、手すり等が付いていなければ、やはり手すりが有る方が車椅子の方だけではなしに、ちょっと足の不自由な方がいらっしゃると思いますので、そこら辺、県の方に要望してみます。

以上です。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 先ほどの階段のところもね、まったく手すりがありませんよね。低い段ですから、逆に言ったら、そこを使えば登りやすいかなと思うのですが、まったく手すりのないの、そこもどう考えているのか、設計書の問題であるかもわかりませんが、一応そこも気を付けていただけたらと思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連で課長、再度確認というか、課長の認識で聞かせてほしいのですが、津波防災ステーションよな、私自身も認識とすればああいう施設に一時避難にしろ、本当に緊急避難的な時でなかったら、観光客であつたりとかいうのは、あそこに避難すべきでは私はないという認識を私は持っているのですが。

県なり市の方では、津波防災ステーションは、一時避難所に指定されるわけですか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） あくまでも津波防災ステーションは、機能の中に避難所という機能も含まれておりますので、避難所には指定をするようになるかと思えます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 課長、私と若干認識が違うんですが、本当に災害発生時、津波ということで津波防災ステーションというネーミングで付けられているわけで、これ避難所的な機能は最優先しているのではなしに、あくまでも緊急避難的に、あそこにおられる方々が

避難の時間、徒歩での避難40分間に安全な場所、高台までの本当に安全な場所に避難する時間的な余裕がない。

そういうふうなときには耐火構造の3階以上の階に緊急的に避難しなさい等というような、あくまでも市民に対してはことをやっています。

私はこの津波防災ステーションの建設の意味合いってというのは、私の認識なんですけども、あくまでも情報収集というか、あの辺に対して、監視カメラ、遠隔機能を持たせて、情報伝達機能が最優先であると。

それと防潮堤であったり、そういうふうな安全な管理で津波の防災ステーション内からも当然、制限もできるけど、市の方になりにはそれを遠隔操作ができるような危機管理室が機能として市があって、そういう危険な場所に行かなくても市の安全な場所からも遠隔操作ができると。

それとあくまでもあそこは最初、災害のイロハのイというのは情報収集よ。情報伝達機能っていうものが危機管理の一番最も根幹なあれをするわけですわね。

県の方のお話を聞いていたら、あそこにはしっかりとしたそういう夜間でも監視できるような監視カメラであったりとか、サイレン、スピーカー、情報伝達するような機能を有して、尚且つあそこで遠隔操作というか、集中管理できるような防潮堤の開閉であったりとか、様々な機能を有しているなかで、市の危機管理センター内にも遠隔操作ができるような機能というのはあるんでしょ。

ああいう福良の津波防災センターというのは、今から30年先に起こるか、50年先に起こるかわからない市民に対して、いつまでもそういうふうな当市には南海地震というやつが発生すると。それで津波の福良のほうに押し寄せてきますよと。40分、50分で5m以上のものが来ますということを市民に忘れないように、こういうふうな、あのさび付いたやつで建てておいて、そういう市民のそれをみることによって、南あわじ市は南海地震が来ると。市民に対してそういう忘れさせないという認識のもと、あそこは情報収集と、情報伝達が最優先の施設であってよ、避難所的な施設は、僕は緊急避難というか、ほんまに逃げるいとまのないような方々が一時避難的な、耐火構造の3階以上の階に避難しなさいよという観点でよ、やられるんであって、福良の市民はあんな場所に誘導するわけでもない。そういう防災計画には当然なっていないと思うし、あの辺は私としたら、あくまでも一時避難と言ったって、あそこへないろ館、あの辺、咸臨丸の営業時間帯に対してもし、地震の揺れが感知した段階で、あそこにサイレンを鳴らして避難を呼びかける。そういうような情報伝達機能であったりとか、カメラで逃げ遅れがおる、避難勧告に従っていない方々が感知して、再度その辺から遠隔で避難を呼びかけたりとか、そういうふうな機能があるような施設という、私はそういう認識を持っているのですが、課長、ここは一時避難所としての指定というか、ここにわざわざ観光客に逃げさせるんですか。そのへんの見解を教えてください。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 谷口委員、今おっしゃられますように、確かにそういう防災ステーションの機械的な機能、また監視カメラ的な機能というので、被害状況、また市民の方に知らせるといった機能もあります。

それと合わせて福良の福良港の周辺に訪れた観光客が、あくまでも昼間になるかと思いますが、福良地域の地理があまり分からない観光客の方々に対して、津波防災ステーション、また今後、建設される人形会館が主には、観光客の方々が一時避難をする施設というふうに思っております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 地元の人には当然、市が指定する避難場所等への誘導していただけたらと思う。

観光客というのは安全な避難場所が分からないと。だから誘導標識というか、そういうことを今後、あの辺に安全な避難場所への誘導標識をしっかりと設置するとか、観光客の方々に「津波が来るぞ」ということを伝達する手段として、あそこに外部スピーカーであったり、サイレンであったりとかいうものを設置して、見ていたうえで、その辺の機能の管理というのは防災課、市の中央庁舎でされるのでしょ。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） そういう地震が発生したりとか、津波が来るとか、津波警報が出たとか、いう場合は防災ステーション独自のシステムであの建物の中に、総務省のJ-ALERT（ジェイアラート）と言います、全国瞬時警報システムというのが作動して、防災ステーションの屋上に設置するスピーカーにより、放送されるというように聞いております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、J-ALERTとかいう、緊急放送的なものは、市が関与せずに、中央からバーンと来て、音声ガイダンスとかいう、音声で案内されるということですか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 中央庁舎からはされません。

中央庁舎からの防災ステーションの機能のサブ機能が今、防災課の今後設置されるんですが、今、谷口委員おっしゃられる地域住民の観光客の方々に特に観光客の方々にお知らせするシステムについては、防災ステーションの建物の中にあるシステムで建物の屋上からスピーカーでしらせると聞いています。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は、あの辺のカメラなんかでも、防災津波ステーションの中でテレビがあつたりとか、南あわじ市の庁舎の中にもそういうカメラが、そういうシステムは置かないのですか。

県のほうでは市も室も置くように聞いたよ。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 市の防災課の方にもそういう遠隔操作できる機能は今後、機械を設置していただけます。但し、あくまでも防災ステーションは自動で陸閘、水門、樋門を閉鎖できる機能。あくまでも担当の人がそこへ行けないというような場合は、自動で閉鎖されます。

その自動閉鎖がされたかどうかというのは、防災課のパソコン上でまた、モニターテレビで閉鎖されているか、されていないとかいうのが分かります。

そこで分かった時点で、防災課のほうで閉鎖されていない陸閘とかを閉鎖するというようなサブ機能的なものを持っています。

以上です。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 自動的に人が感知するより、自動にしておいたら間違いない。僕はそれだけ今のシステムを信用しているんですが、但し、あくまでも機械というか、コンピュータで制御されるものですから、人が作動しているのかどうかというのは、市のほうでできて、やってほしいなど。

やはりね、今日も県の方にお尋ねしていたら、あそこは平時というか、通常はやはり観光客の方々が訪問していただいたうえで、市のほうに管理、先ほど長船委員の関連質問に

なるのですが、専門的な人が来ていただいて、その方々にいろんな防災の研修ができるようにしていただくと。それで災害発生時は、あくまでもあそこは観光客の方々に情報伝達を速やかに流してあげて、地震の揺れがあったら津波予想というか、速やかに避難を喚起するようなそういうような放送ですよ。そのような危機管理というか、そういうことをしっかりと市がやっていただきたいなど。

平時は今言っていたことで、防災士なり、専門的な方々があそこでお見えになった方々に、防災学習の研修できる方をやっていただいて、かといって、災害が発生時には、それが機能するように市の防災課だったって、しっかりとね、監視。要は情報収集というのは何かといえば、イロハのイですわ。モニターでずっと見ておる。やったわ避難していない、放送で津波が来るので避難してくださいよと、時間のいとまがなければ、この3階に避難してくださいよと、言うことを遠隔でやれるんでしょ。この防災ステーションの機能としてあるわけでしょ。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 防災課のステーションのシステムの中に防災ステーションの屋上につくスピーカーの放送はできるというようなことは今のところ聞いておりません。

ただあくまでも防災ステーションの屋上に付けるスピーカーは、周辺の方々に連絡を、津波が来るという連絡をする方法をします。

あと、防災課のほうとしましては、今度はケーブルテレビの屋外のスピーカー、で、市内全域に防災課のほうから、周知をするというようなかたちになります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それなら福良とか、阿万あたりにいろいろ様々な市が情報伝達するスピーカーついてますよね、その辺との関連はどうなっていますか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 防災ステーションの屋外スピーカーと、それと南あわじ市が整備していますケーブルテレビの屋外スピーカーとは連携はされておりません。

ですから、あくまでも防災ステーションについては、その周辺の方々に聞こえるスピーカーを付けると。今日の県の方が申されましたけども。

あと、福良につきましては、中央公民館と福良の消防コミュニティーセンターと仁尾、また刈藻のところに屋外スピーカー、それはケーブルテレビが整備した屋外スピーカーが

あります。

あくまでも防災ステーションについては、周辺の観光客の方々にお知らせするスピーカー。ケーブルテレビの屋外スピーカーについては、市民の方々に緊急にお知らせするというふうに、連携はされていません。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 防災ライブカメラというか、土生、沼島、鳴門海峡、オニオンタワー、御原橋、私もたまに防災ライブカメラを見るんですが、あれを見て、「灘のほうに津波がきたぞ」というような情報収集して、情報伝達するようにケーブルってものを整備して、今の段階で、ケーブルで市民なり、福良に設置している外部スピーカーというのは、誰がそしたら、誰の命令で、誰が速やかに情報伝達をするようになっているのかだけ教えてください。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 今のは、ケーブルテレビの屋内スピーカーのことでよろしいんでしょうか。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 はい。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） それにつきましては、市の対策本部ができますので、その大きい災害の場合は、災害対策本部長の了承を得て、放送します。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 課長、地震というのは、台風だったら災害対策本部を設置するんですが、地震というのは、もう今、起こるかもわからないような状態で、災害本部ができましたと、それらか立ち上げて放送します。

市長なり、避難勧告、避難指示なり、命令権者というのは当然市町村長にあるわけですが、市長が来て、市長のそういうふうなやつがなければ、できないような今、そういうよ

うなシステムになっているんですか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） そういういとまがないときは、防災課長の判断で放送もできるようになっております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それは当然のことであって、地震の揺れで震度6弱ぐらいの揺れが起こったら、南海地震だということを予想して、市民に一刻も早く津波警報なり、要はメディア各テレビその辺からも当然情報発信されるでしょうけども、市内には80数億円かけたケーブルが普及されているような状況を最も、そのための様々な情報伝達機能をもっている南あわじ市のすばらしい特徴があるわけですね。

その辺をしっかりと有効に活用できるような手段。それが危機管理ということなんやの。危機管理。ここのあくまでも、なんかみそもくそも同じようにしているといったら怒られるけど、津波防災ステーションは、ここは避難場所として適切かどうかというのは、私自身は適切でないと。

ただ緊急避難としての耐火構造の津波にエネルギーに耐えられる3階以上ということで、逃げる安全な場所に行く時間の余裕のない方々が緊急避難的にこの津波防災ステーションなり、3階以上の建物の耐火構造のところに避難してもらおうということであってよ、安全な場所というのは、こういうふうな危険なエリアに逃がすのが安全の場所でないのね。その辺だけまたしっかりとご理解をしてほしいなと課長、私はそう思うんですが。

課長それでね、この機能と市のやつと連携を取れていないというのはおかしな話だと思うので、課長はそれで結構という認識ですか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） そういう防災ステーションと今のケーブルテレビの線とは、今のところは、接合はされるような計画はないのですが、そういう可能性というのも接合ができる可能性というのも県のほうと、協議、問題を投げかけていきたいというふうに思います。

今、言われていました津波防災ステーション、また人形会館というのは、あくまでも観光客の方が地理的な場所が分からない方々の緊急的な避難場所となると。やはり地元の人には直感的に海のほうに向けて避難するというのはなかなかいないと思うのですが、今、い

う谷口委員申されますように、足の不自由な方があった場合は、一番近いところという施設が今後できあがりますので、そこへ避難されるかも分からないのですが、基本的には観光客の方々が緊急的に避難をされる場所だというふうに思っています。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私はちょっと心配しているのは、福良、あの辺りには、ある程度危険物施設があると、それが漂着物というか、繫留された船がドーンとやられた、そしたらボンと爆発事故とかそういう可能性もありうるような話なので、できたら安全な場所に避難していただきたいと。

ただ単に津波っていうのは、マックスで5 m以上だというそういうような先生はおっしゃっているけども、私自身も30年先か、50年先か予測もできない。

ただ私、地震が来るまでに南海地震、昭和の南海地震等々がまだ60数年、まだまだ30年、40年、私自身の感覚としたら。まだ僕は大丈夫やなあと。

ただ地域に住んでいる子や孫たちにはそのような、必ず南海地震が来て、津波が来ますよと。そのためには、福良に対して、津波防災ステーションという一つの印を作って、いつまでも地域の方々が忘れられないような施設づくりであって、そのときに本当に来たときには情報集なり、情報伝達が速やかにできる機能を持っておって、市のケーブルと連携して、速やかに避難放送なり、指示ができるように。

またそういう機能をしっかりと危機管理機能として、遠隔操作でも市の庁舎のほうでやれるようなシステムというか、それでこの頃地震予知にしても日本の技術で発生予想までして、今から10秒先の大きな揺れがありますというような様々な情報も伝達されてくるようなやつをしっかりと課長、危機管理だけはしっかりとやっておいてください。

その点だけ、切にお願いします。

○出田裕重委員長 暫時休憩します。

再開は2時40分といたします。

(休憩 14時32分)

(再開 14時40分)

○出田裕重委員長 再開します。

質疑ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 7月4日の日曜日、南あわじ市の消防団のポンプ操法大会がありましたが、成績はどういうふうな成績になりましたか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） ポンプ車の部が八木第四分団、笑原ですが、優勝しました。2位が阿万特設分団でございます。

それと小型ポンプの部では賀集第一分団第一部、鍛冶屋が優勝しました。2位が阿万第二分団第一部、塩屋です。

今度、7月18日に淡路市で午前10時から淡路地区の大会が行われます。

そこで優勝しましたら8月8日に県大会が三木の防災センターでございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この南あわじ市の操法大会、総務委員には来賓の依頼通知がありましたが、私残念ながら欠席しましたので、こういう成績を聞いたんですが、この7月4日というのは、どういう日か、課長ご存じでしょうか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 7月4日は、一斉清掃の日でございました。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 課長の言うとおり、淡路一斉清掃の日であります。

私も欠席したのは一斉清掃のため、どうしても小さな町なので、それに参加しなくてはならないということで、欠席させてもらったんですが、僕の小さな町でその消防団員、やはり貴重なボランティア清掃活動に携わって貰っている人材でもあるんですね。

そこらをもう少し考えた中で、日程設定をしていただけなかったのかという思いがあって、こういう質問をしているんですが、なぜこの一斉清掃の日になったのか。

これは毎年決まっていることであり、また消防団のポンプ操法も毎年この時期であるということもだいたい分かってわけなんです。

なぜそういうふうな日の設定をしたのか疑問に思うのですが、この点、答弁願えますか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 日程決定につきましては、消防の幹部会でいろいろ協議をされました。

その中でまず7月18日が淡路の大会というのがまず決まっていた。その一週間前の7月11日というのもあったんですが、今年は選挙の日でございました。

そのような関係で今年は7月4日の一斉清掃と重なってしまったということもあります。

だいたい7月の一斉清掃は7月の第一日曜日にされますので、この日程調整の関係でできるだけ今回もいろいろ一斉清掃と重なるということで、消防団の幹部も十分承知のうえで、開催をするというかたちになってしまいましたが、来年からはなるべく重ならないような幹部会でも申し添えていきたいと思えます。

以上です。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 7月11日が参議院の投票日と課長言いましたよね。投票日というのはものすごい流動的で、なかなか早くから決定しませんでしたよね。

ましてや今、期日前投票ということもされているなかでもありますしね、選挙だから、その日を避けようというのは、私はおかしいと思うのですが、それは個々それぞれ考え方が違うと思うのですが、そういう期日前投票も早くからやっています。

そして今、非常にこの期日前投票が多くなってきております。

ということは、国民にそれだけ周知されているという裏付けになっておると思えます。

ですから、参議院選挙だからというのは、私は理由にならないと思うのですが、僕の考えですけども、今後そういうこともできたらないように。

この一斉清掃、大雨等における災害をなくすための一つの防災でもあるのですから、やっぱりしっかりと清掃するためにも、人材確保というのは必要なんです。

ですからそういうところをもう少し準備をしたなかでそういう選定をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがですか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 来年からは一斉清掃のほうと重ならないような方向で幹部会に申し入れをさせていただきたいと思えます。

以上です。

○出田裕重委員長 他に。
谷口委員。

○谷口博文委員 ケーブルのほうについて。市内にケーブルで各地域にスピーカーありますよね。情報伝達する。単純な質問なんですが、市内にどれだけ外部スピーカー、情報伝達するスピーカーは設置されておるんですか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 市内に111箇所でございます。
今年度、県の漁港課が1か所増設していただきました。それは沼島海水浴場のところに増設していただきましたので、112箇所になります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 5時でしたか、テスト的な音楽というか流れて、通常、機能の動作確認作業をされているわけですか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 以前にいろいろご指摘もあった関係上、定期的には職員が作動しているかしていなかというのをチェックしております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 夕方5時になっているのではないのか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 夕方5時に10秒か15秒、チャイムをなるように設定しております。

翌日とか、その翌々日になるんですが、後からパソコン上で確認ができますので、そういうのは、確認をさせていただいております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 緊急時の放送するときの基準というか、災害なり、火災なり、様々な情報伝達、市民に対する緊急時に放送するときのマニュアルというか、どういう基準で放送されているのか教えていただけますか。

○出田裕重委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） チリのときの津波警報が出たときでしたか、そういう津波警報が出たとき、屋外のスピーカーと宅内にある告知端末機で市民の方々に周知をしております。

それプラス、ケーブルテレビの文字放送、それから防災ネットで情報発信するということをします。2月のときはしました。今後もそういうことをするようになるかと思えます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私が聞いているのは、例えば台風が接近するとか、警報が出ているとか、何か基準があるんですかと。

津波が到達予想されているような情報伝達であったりとか、今日のような警報が出ていたり、どこかが土砂災害で土砂崩れが起こったとか、何かそういうふうな一つの線引き的なものがあるのかどうかと。それが誰が判断して、誰がどのエリアに、伝達をされているような基準を教えてくださいたいんです。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 音声告知ですが、屋外、屋内あるわけですが、まず屋内の放送告知端末を使っての放送につきましては、そういった庁舎内で規定を設けまして、放送管理者、各課長であったり、出先の所長、学校長、公民館長、そこらが管理者になりますが、そこらの権限において、放送ができると。

当然緊急時もそこから放送ができるというような。

自治会長にも放送権限を与えています。そういったなかで運用をしております。

屋外スピーカーにつきましても、防災課のほうで基準を作りまして、これも防災課長がその基準に基づきまして、やるということでございますが、細かな基準、緊急時に使うというような決めごととはあっても、震度なんぼ以上、雨が何ミリ以上降ったというようなときとかいう、そういう細かな基準はございません。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私が聞きたいのは放送というか、緊急、あくまでも緊急放送よの。地区内のお知らせは自治会に権限されているのは結構だと思うのですが、本当に緊急放送的なやつはある程度基準を設けておかないといけないと思うんよの。

その辺の基準なり、規定なりを教えてくださいということなんですわ。

過去の例で言えば、警報とか、そういう放送はされているんですか、されていないんですか。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） あくまでも基準は、緊急時という決めごとであって、そういう細かな例えば警報が出た際に放送するとか、そういった避難誘導するために放送するとか、そういった基準はございません。

細かな基準はございませんが、そういったあくまでも緊急を要する事項について、使っていくというなかでの運用をいたしております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 基準がなければ、誰の判断で誰の権限でやられるの。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） それは規定に基づく放送管理者にゆだねるところでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もっと分かりやすく。放送管理者と言ったら誰よ。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 屋内放送につきましては、各所属長、公民館長、自治会長、学校長、そういった方々が基準に基づいてやるということになってございます。

自治会長も緊急時には使っていただくというような設備でございます。

屋外スピーカーにおいても、例えば市のケーブルのインフラがズタズタになった場合は、現地で放送できるということにしておりますので、自治会長がそのスピーカーの元の機械を使って、その周辺に流すということも可能ですので、そこらはいくまでも非常緊急時というなかで、弾力的に運用をしていただくというのが目的でやっております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 せっかくそれだけの市内112箇所あって、私が聞きたいのは、例えば、僕は緊急放送というのは災害時というか、通常の台風災害、河川の決壊等々があったときに、誰が判断して、その辺の注意喚起というか、情報伝達を速やかにやったんよんのかよ。

例えば、今から台風が来ると、三原川のどこどこの河川が決壊しましたよというような時に、市民に対する告知端末なり、そういう外部屋外スピーカーを使って、どの判断で、誰が、どの権限でやっているか。その辺は、そういう基準はないんけ。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） ですから、そういう内規は作っておりますが、細かな基準は設けていないという話のなかで、災害対策本部長がやると。

またそれがない場合は、防災課長がやるというような中での運用でございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 例えば、災害発生したときに、消防団というのは各地区で災害活動しているでしょ。そこから情報伝達というのは、たぶん災害対策本部に入りよるはずよ。

「どこそこの道路が崖崩れになった」、「津井の公道が崩れている」、「灘の公道が崩れている、通行止めやぞ」という情報伝達は、今後、こういうふうな市内に対する、市民に対するそういうふうな、情報伝達はするのか、しないのか例えばどこが崖崩れとる、どこの道路が河川の道路が片側車線になっているとか、ここは陥没しているとか、そういうようなことを、情報伝達をしているのかしていないのか教えて。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 今日も灘の通行止めについては、ケーブルテレビの1チャンネル、3チャンネルのL字、文字スクロール放送で流しておったと思います。

緊急時にももちろんのことですが、大事な情報は様々な市が使えるあらゆる媒体を使って、繰り返し放送するというのが基本でございます。

そういったことにのっとって、ホームページであろうとか、そういった音声の告知もあります。またテレビ画面もあります。そういったものを駆使してやっていくというのが基本的な考え方であろうと思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 よく分かるんです。

ケーブルを見ていたら、どこかで火事が発生しましたからというテロップも流れたりしている。私はせっかくケーブルというのは市内にこんなに80数億円かけてやっているものをね、先般もある同僚議員と話をしていたんですが、番組表というか、そういうものがないから、何を放送しているのかという、政策的な観点から、我々も不満を持っているんですよ。

一般質問の放送のときにでも、我々議員に対してはいついつ放送しますよという文書を貰っているんですが、市民の方が見ようかと思っても、この間、テレビをたまたま見てもあの辺の番組案内の画面をもっと有効に、あるやつを規定は設けている、ありとあらゆる情報伝達している。市内112箇所付けている。そのときに規定を設けて、僕が言いたいのは、灘が道路が崩れていたらその辺もテロップで、文字放送で流します。危険な場所を市民に情報伝達というのは行政の責任やし、対策本部ができたら当然、情報収集活動というのは各地区の消防団の関係機関から情報がどんどんどんどん入ってきているのを、どんどんどん市民に情報伝達するような手段としてあるケーブルなり、そういうふうな告知端末なり、外の外部スピーカーでしっかりと機能をしているのかどうかをお尋ねしているのであって、やっています、やっていますと言われても、私だったって分からんということは、あんまりやっていないのではないかという思いもあるわけよ。

5時に来たら音楽が流れてきて、ああテストしているんやなというように思うんですが、緊急時にやるとやらんでは、何にも役に立たないから、外部のスピーカーはよ。

そこらをもっとしっかりと有効に活用できるようなマニュアルというか、こういうときには市長の決裁を受けなくても、地震の揺れが起こった、災害対策本部を立ち上げてから、避難指示や、と遅れてくるから、この揺れだったら、専決というか、おとしていて。防災課長なら防災課長そのへんが電話でも指示したらボンと放送できるような、そんな危機管理機能を持つような役所にしておいてくれよという意味合いなので。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） ですから、そのような規定を設けております。

ですから、防災課長は、緊急時は流せるような仕組みができています。

それと、夜間、人がいないものですから、J－A L E R T導入という話の中で、議会等でもご質問いただいているところがございますが、J－A L E R Tについては、無線使用のそういった平常使用はできたんですが、防災無線は入ったんですが、有線による使用が遅れておまして、今、やっと開発できた時点の中での検証をやっておるといところでございますので、有線でのJ－A L E R T導入が若干遅れておりますが、これも導入に向けて、進めているところでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 J－A L E R Tでバーンと緊急信号がきたら、バーンと入って、ボンとスピーカーで、人が来ずに、地震が10秒後に大きな揺れがありますよということが来るわけでしょ。それが人を介せずに、15秒や20秒という感じで、サイレンでもいい、吹鳴することによって、何か異常があったなど、身代わりが燃えて怪我する人が減ったらそれでいいし、火を止めて貰って、火事が少なくなったらそれでいいし、有るやつをしっかりと機能するようにしてくださいというだけの話だからね。

だから晩だったら、防災課長も誰も居ないからできないというような、そんな馬鹿な話ばかりするからおかしくなるんや。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） できないのではなしに、整備を進めるべく進めていますというお話です。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこまで言うんだったら、深夜、夜中、災害があったときに誰がどうするのか、はっきり言ってみい。

○出田裕重委員長 冷静をお願いします。
総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） ですから、屋外スピーカーにつきましては、今、中央庁舎での運用というかたちのなかで、今現在、宿直等は中央庁舎におりませんので、中央庁舎

からの屋外スピーカーでのお知らせは今現在、人がおれば別ですが、できないという状況の中で、J－ALERTというなかで、無人で自動的に放送する仕組みを近い将来入れるべく、検討をしておるといところです。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、5時回ったら、有る機能が使えなくなると。J－ALERTをあるけど、それは今からやると。そういう今の答弁として理解していいんですか。

その体制でいいというような、副市長、認識ですか。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 災害もいろいろあるわけなので、大きな地震があったとき、それでは夜にあったときの話、確かに市役所の中に人はおりません。ただ、それを感じた皆さん方はテレビを付けると思うんです。

それでどこにどれだけのものということはおわかりいただけると思います。

それを感じて我々でも市役所に駆けつけるんですが、その後の対応は市役所でできます。

それで、台風だとか、雨、これについては、何も急激にある日突然来るというわけではなく、水防指令とか、台風の状況を聞きつつやるわけなので、職員もそれなりの対応はできるわけで、市のなかに人間がおらんと。深夜といえどもいないということはございませんので、その状況に応じて市民の皆さん方に情報を流すということは可能だと思います。

ですから先ほど申しましたように災害にもいろいろあるわけなので、ご指摘の地震のようなときは、それはおらないと思います。

そのときにすぐに地震が発生したときに、告知端末機を使って、市民の皆さん方に放送するということは不可能だと思うのですが、そうなったって、今言いましたように、NHKだとか公共放送では、そういうものも放送をやっていただけるわけなので、それを付けていただくと。

皆さん方は肌で感じているわけですから、揺れているというのは。ですからそれを付けていただくと。後は、我々が駆けつけて、今度は地域情報を市民の皆さん方に流せるような体制は、作れるように防災計画になっておりますので、そういうことはできるのではないかと思いますので、個々、それぞれに応じた対応を我々としても予測しながらやっておりますので、そのあたりは気を抜かないように我々も努力していきたいと思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　私が言っているのは、行政というのは一番正しい情報はすみやかに入ってくると。入ってきた情報を情報伝達する手段として、市内そのようなケーブルでネットワークとして、されておると、このような有効に活用できるようなシステムを作ってもらいたいなど。

例えば水防指令1号、2号、3号というようなことで、今から6時間後に災害が予想されますよというのは、やはり県なり、国なりから、一番行政が先に入ってきますわな。瞬時に。水防指令1号にしても。今から6時間後に来たら大雨が来て、市内にそれなりの被害が予想されるなというようなときに、やってもらっているのかどうか。

やはり市民に対して、そういうケーブルなんかで繰り返し、そういうふうな情報発信をさせていただいているようなシステムが今できているのかどうかよ。

火事だったら、テロップ見ていたらどこかで火事があって、職員出てくださいやけど、文字放送というのは、デジタルで見ているので文字やなんかでやりにくいけども、ケーブルの11チャンネルを見たら、そのへんのテロップのところへ、水防指令で今から6時間後に市内で被害予想がされていますよということをテロップで流していったら、市民を見ていたら、そういう情報が入れば雨戸を閉めたり、流されたりするものをあれするやし、いろいろそれなりの危機管理意識を持って対処はできると。そういう情報伝達できる機能が今、有るかどうかというのをそういう基準というか、ただ単に担当課、これ流したれ、これ必要じゃないという判断でなしに、水防指令が1号が出た段階において、ケーブルの下にでも今、兵庫県の南あわじ市には水防指令が出ましたよというようなことを連続して流しておいてもらったら、ケーブル見たら、水防指令1号といっても分からないから、そのへんの意味というか、文字見たら理解できるようなやつを今、してくれているんですか。

○出田裕重委員長　何かこのマニュアル、規定というのがあられると言っているの、そういうのを書面におとしたものがあれば、一番ありがたいのですが。

副市長。

○副市長（川野四朗）　水防指令というのは、これは市民一般に知らせるべき情報かどうかは、定かではないと思うんです。水防指令は、そういう災害に備えて対応をするという指令なので、1号が出たときには我々の体制はこのようにする、2号が出たらこのようにするというような体制なので、市民の皆様方に水防指令が出たからということをするのがいいのか、それよりも市民の皆様方は大雨警報が出たとかそういうような気象情報はずっと伝えたらいいと思うのですが、そこをただ区分けしないと、内部情報と市民情報というあたりは、考えたらいいのではないかと。

ですから、今日の朝の7時40分に大雨警報が出たというのは流したらいいと思うのですが、水防指令が出ているというのは流していませんけども、それは我々が対応する情報

だと私たちは思っている。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 副市長、それは大きな間違いや。今から6時間後当市において、それぐらいの被害予想がされますという我々が貰っているから我々が対処したらいいのではなくて、市民が一刻も早く、情報入手したらそれに対する備えができるということで私は言っているのもあって、こんな情報は決して、我々の情報でもなしに、テロップで今から6時間ぐらいしたら南あわじ市に大きなゲリラ豪雨が降ってくるから、市民の皆さん、しっかり対策してくださいよと流すだけでいいので、その辺は行政が知り得た情報だから、市民に流さなくてもかまわん、やさしく流したらもらったらいいいんじゃないですか。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（喜田憲康） 例えば、今日なんかでも水防指令夜中の3時に出たんです。私どものほうに当然、電話が入ってくるんですが。防災課の職員、全員に流れまして、私どもお伺いし、副市長にも伝えたりもします。

まずは防災課が指令に基づいて、警戒配備につけというようなことですから、防災課が出てきて、今後の状況を見ながら、今後の方策を考えながら、別に指示待ちではないのですが、どうなっていくのか。ただ、南あわじ市といえども、極端な場合、ゲリラ的には、もっと小さな単位で極端に降る場合もありますし、まったくないかもわかりませんし、そういう警戒配備が出た段階で、また水防指令が出た段階で、まずはそれを動かなくてはならない所管課が動くわけですが、市民全体にというかたちになっていたときには、当然、大雨警報が出れば、全市的に、そういう課の、危険の可能性があれば、当然、マスコミでも市単位でもできるようになったわけですから、ただ放送すればすべてことが足りるという状況でなくて、放送が聞けない、例えばたまたまそういう放送機器が何かトラブルがあった場合には、当然、文字でも見られる。そういう点、先ほど次長が申し上げているわけで、所属長たるものがどういった方法が一番いいのかというのは、もちろん文字放送でもっともっとだしていかないといけないと思うのですが。

そういう崖崩れとかがあって、道が通行止めになった場合には、そういうものも流すようにしていますし、可能限りのことをやっておりますが、灘の崖崩れの件について、全市的にそれらをお伝えするかどうかについては、判断も必要だということについてもわかりたいと思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私が言っているのはそれよ。

メディアでどんだんどんだん兵庫県南部が大雨警報が出ているという情報は出ます。

南あわじ市内で灘が崖崩れして、道路通行止めになっているとか、例えば、津井の登立が崖崩れで土砂がずっているから通行止めになっているからとか、市のケーブルだから、市内の情報で、どこらがずっているとか、そういう情報を文字で流してあげたらいいのよ。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 谷口委員の話は、今朝から、片側通行が完了した時点まで、ずっとL字文字放送。文字が下でスクロールする放送で2チャンネル使って流しております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それよ。そのずっとリアルタイムで市内のケーブルを付けたときに、大雨警報が出ていたと。南あわじ市内ではここでこういう被害が出ているということを流してあげたらよく分かることであって、NHKではそこまで流してくれないので、市内の身近なケーブルでは、市民の身近な目線において言っていたら、市民の知り得たい情報があることで、ケーブルもどんだん災害が来たときには、市のケーブルのほうが、正確な正しい、市がしている情報だから正しい情報を、他局よりも早いこと言ってくれて、市内の被害予想が早いことしてくれるというのは、風水害来たときはケーブルを反対にスイッチを入れてくれるぐらいのことをしてほしいということで、あえて言っているだけであって、そういうふうなせっかくの投資したやつを有効に活用してくださいよということですからね、それをお願いしておきます。

それで終わります。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 先ほど、屋内外、緊急放送、自治会長、それから公民館長。公民館長にも職員でない、外部からの館長さんおられます。権限を与えているというのは、OA機器の非常に無知な方もおると思う。自治会長なんかは特に高齢な方もおるので、そういう方には講習とか受けさせているのですか。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 自治会長にしても、公民館長にしても、替わられる方もおられるというなかで、配布しました各施設に置いてありますケーブル電話を使って、簡単に放送が流せるようになっていきます。但しその管内だけになります。

そのマニュアルは、きっちりと放送権利を持たせたケーブル電話機の横につるようにしてあります。整備した当初は説明会を催しまして、そういう方々に説明させていただいております。

設定替えの時についても、例えば自治会長、公会堂でやる場合は、公会堂についている理由ですが、福良あたりは自治会の会長宅からその地域、公会堂にない自治会だったら、自治会長宅のケーブル電話を使って、規定された操作でできるようにしておきまして、そのマニュアルというか、管理できっちりと保存できる紙を使って、お渡ししておきまして、それを使えばできるということになっております。

自治会によっては、緊急放送は少ないのですが、お知らせであったり、掃除の案内だったり、一斉清掃の案内はもちろんのこと、葬祭の案内もされている自治会もあるようですが、使われているところは非常に便利であるということで、よく使われる自治会も多くありますので、そういったなかで運用をしていただいております。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、マニュアルを自治会長宅においてあるとか、そういうことですが、実際その機器を使って、練習とか、そういう講習等をしたことはあるんですか。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） ケーブルテレビ整備、20年の3月に完成したんですが、その翌月に機器の設定をやりまして、それで自治会長については、自治会長会の中で扱いは説明をさせて、これ私担当しておりましたけども、させていただきました。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 説明じゃなしに、実際その人に自分でそういう緊急放送を体験させてこと。そういう指導をしたのかということを知っているんです。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） その時に、試験放送を一回やりますかということ、やりますというところについては、試験放送をきっちりそこまで放送も入れて実際の自治会の方に声もきいていただいた中でやったという集落もございしますが、もうよろしいというところは、別に、「できますよ」という説明をさせていただいたところです。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 次長は知らないかも分からないけども、1年半ぐらい前だったかな、夜中に大きなボリュームでケーブル電話の、非常に大きな声で、非常に福良地区でひんしゆくを買って、その扱い方が分からないで、こんでいいんじゃの、わけのわからん、どないやこないやという雑談も入ったね、それが臨時職員、宿直の職員やけど、その人も講習している訳よな、それでも把握していないんよな。

そやからやっぱりマニュアルを渡してある、ちょっと体験させた、そんなのだけでいいのかどうか。緊急時というのは、正常な精神状態をなくす場合が多いわけよな。平常心でやれるんならいいけど、平常心ではないときは、繰り返し練習しておくことが、それが訓練であって、それがうまくできるのであって、そこらのことをきっちりされているのかということ、今、自治会長とか、公民館長とかにその権限を与えているというのが疑問にあって、質問させて貰ったんですが、そこらの点をもう少し徹底した指導をしていただきたいという思いなんです。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 整備当初、当時の防災課の判断の中で、通常、一般放送と、緊急放送とありまして、緊急放送で流した場合、全域で最大音量で、スイッチ切ってあっても、音を小さくしても、最大音量で流れるというようなところもありましたし、それについては非常にひんしゆくを買ったというところもございまして、その後、内部協議する中で、各庁舎から流す放送についてもそういう緊急放送でなしに、緊急的な放送なんです、通常放送を利用して流していくという、運用替えをしています。

ですから最近はそのような放送もないかと思います。

それとシルバー、宿直さんが流して、そういうわかりにくかったということですが、各総窓のほうでも宿直の方へのそういった研究指導もしていただいたなかで、最近は当初と比べて大分、放送の仕方も良くなっているんじゃないかを感じているところです。

○出田裕重委員長 その都度の指導ですよ。長船委員聞いているのは、
長船委員。

○長船吉博委員 公民館長や自治会長に繰り返し指導していくこと。
臨時の人のことは聞いていない。そういうことがあったというのは言ったけど。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（喜田憲康） 公民館でございましたら、館長さんの人数も少ないですし、公民館長会を定期的に行われていますから、そういったときに要請をしていただければ、ぜひとも、そういったところで使い方も練習もしていただけるかと思います。

自治会長さんもほとんど毎年、自治会の総会のときに、こういったかたちで、それこそ頭をひねらないといけないような難しい操作ではございませんので、書いてある2、3箇所ボタンを押していただければ、すぐに放送に繋がるようなかたちになっていますから、これは難しいものではないので、必ず読んでいただくと共に、地元の自治会活動でも使っていただいて結構ですというまでのお伝えはさせていただいております。

全員集まったの会場でそういったテストというのは難しいことですし、これは何か方法があれば、各学校区単位の自治会等でもって、やれるような機会がありましたら、ぜひともさせていただく方向で検討もさせていただきたいと思います。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 防災訓練をしよるねんかの。年1回。そんなときに使ったらいいのは、練習したらいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（喜田憲康） そういった機会、ぜひとも今回も秋口にさせていただきますので、そのようなことも含めて考えさせていただきます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大見山の関係なんですが、和解をして、その後、県との協議ももたれたかと思うのですが、もし動きがあれば、お話をいただければと思うのですが、いかがですか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室課長（田村 覚） この間、議会のほうで同意いただきまして、所有権移転登記、今やっと南あわじ市の名義になったところでございます。

これから県と前に言っていた整備検討にこれから入りたいと思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 県の窓口はどこになるのでしょうか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室課長（田村 覚） 県民局の方に入っておりますし、県の地域振興課にも入っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 具体的な話合う日程はまだ決まっていますか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室課長（田村 覚） この間、準備の意味で、担当者では会をしているのですが、これからいろんなことを相談していくのかと思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろんなやり方があるかと思うのですが、地域住民の声というか、要望なども反映するような仕組みということで、要望してあったわけですが、事前の話し合いの中でそういうことは議論になっているのでしょうか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） まだ検討委員のメンバーが誰々というより、まず財源的な事業手法というのですか、どういう事業でできるのかという話が主ですので、どういうメンバーが入っていただくという詰めには入ってございません、まだ。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 事業というか、どんなものをするかということの中で、市の考え方もあるだろうし、こういう復興というか、これに関わってきた多くの熱意、皆さんの熱意もあろうかと思うんですね。それが取り入れられるかどうかは別として、やはりこれまで取り組んでこられた方との懇談というの、どちらが先になるのかといえば、そういう熱意というのか、心というのか、そういうのを汲んでおくというのが大事かと思うのですが、どんな事業をするのか、どんなお金がいるのかということも大事ですが、どういう施設であって、それはどういう姿で今後あるのかという思いというのを、ある程度聞いていただく、それが実現できるかどうかは別にして、そういう場所というのはぜひもっていただければと思うのですが、それは無理でしょうか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） まずですね、そういう段階もあるでしょうけども、基本的に和解したときに、基本的な流れは崩さない。戦争で亡くなられた方のなにをしないといけないという話と。平和を純粹に願う施設を継続すべきやと。基本路線は決まっているんです。

だからそこへ、今、蛭子委員が言われたものがどんなふうにも肉付けされるのかというのがあっても、基本線は絶対崩せないという思いであります。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 できるだけ幅広い市民の力によって支えたり、あるいは今後の施設を復興していくうえでの市民の総意をできるだけ集められる取組をお願いしたいと思います。

それと国際交流ということで、少し考え方をお聞きしたいことがあるのですが、時間よろしいでしょうか。

○出田裕重委員長 休憩入れます。

暫時休憩します。

再開は午後 3 時 40 分といたします。

（休憩 15 時 27 分）

（再開 15 時 40 分）

○出田裕重委員長 再開いたします。
休憩前に引き続き、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国際交流ということで、いろいろ努力をして、セライナとの関係で子どもたちに夢を与えているということで活動されているのですが、この国際交流について、文化的交流ということも大事かと思うのですが、経済的な交流、あるいは南あわじ市内のある意味で経済の成長戦略というのか、そういう位置付けを持った国際交流。特に今後アジア圏というのがますます注目されてくるということであると思うのですが、そういう方面での取組ということについて、今のところ計画はないと思うのですが、現状でなにかそういうものがあれば、お聞かせ願いたいと思うのですが、いかがですか。

○出田裕重委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） ただ今の質問に、お答えにはならないとは思いますが、今、唯一、海外の友好都市であります、アメリカ合衆国のセライナ市との青少年を対象による異文化体験による人材育成という目的を持って、平成5年以降、毎年、何らかのかたちで友好交流をしています。

現状としまして、南あわじ市だけではなくて、昨年から淡路島3市と、韓国のなめぐんというところで、少し友好に向けた交流が少し始まっています。

それはまだスポーツ交流の段階で、今後文化、またいろいろ産業面での交流も目途に入れた中で、韓国のほうでは最終的には産業交流というのを目標に友好しようというふうなお話も聞いております。

今後については、そこまで話が進んでおりませんが、しばらくこういういろんな分野での交流を通して考えて行こうというような現状ということで、お話をさせていただきます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 瓦業界の中にも、アジア、ブルネイであったり、台湾であったり、上海であったりというところに、目を向けて、売り込みをというような考え方の業者もいるようです。

また、業界としても、海外に目を向けてということもかなり議論もされているということもあるかと思うんですね。

これは所管としたら産業建設の関係にもなろうかと思うのですが、縦割りということで

はなくて、いろいろな総合的な文化交流も含めて国際交流。その中で経済的なことも視野にいれるということから言えば、担当課でいろいろと共同の取り組みということも必要になるとするならば、かなり大きな話になっていると思うのですが、これは所管、担当課だけの話ではなくなるのかなあ。市長公室なり、副市長なり、企画的な話になるのではないかと思うのですが、その点、突拍子のない話になるのかも分からないのですが、そういう視点というのも今後、市のいろんな産業振興であったり、市民の経済的な向上であったり、様々な角度から考えていけるところもあるとは思いますが、いかがですか。

副市長なり、市長公室なり、そういうような考え方についてどのようにお考えですか。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 皆さん方もご承知のように、瓦産業、日本での需要が非常に少ないということで、海外進出をしたいというようなことで、ベトナムを初め、ドバイのほうまで販路拡大というようなことをやっておられるようです。

そういうものももう一步進めば経済交流に繋がっていくのではないかという思いもいたしますので、ああいう海外進出ということも踏まえて、これから国際交流も大事になってくるかなと思います。

それからもう一点、南あわじ市から中国のほうに進出して合弁会社を作っている方が福良におられるんですが、その方とお話をしていたら、合弁会社を作っているので、地域の地方政府の役人ともお話をしていたようですが、今度、中国からの日本へのビザ発給がかなりの中下位層までビザ発給が可能になるということで、日本に来る方々、そういう対象者が50倍になるということで、非常に日本への観光客が増えてくることが予想されております。

それでなんとか、地方政府のほうと、こちらの淡路とで、何かを結んで、そういう観光にこちらのほうに誘客したいというお話をしている方もおられまして、すでになんとかエージェントを中国側のエージェントとこちらの方のエージェントを結びつきたいというような方もございました。

そのものも含めて、今後、幅広く国際交流もやっていかななくてはいけないんじゃないかという思いもいたします。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 このたび、11名の学生だったかな、選出されたのは。

引率者は何名。

○出田裕重委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 3名でございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 昨年はセライナのほうから来る予定の年でありました。しかし経済状況の中で取りやめというようなことで、丸2年、交流が途絶えたようなかたちになっているのですが。

その中で、向こうの事務局とのやりとりの印象はどのような印象を持たれていますか。

○出田裕重委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 昨年は残念ながら受け入れのほうができなかったんですが、今回はメールで交信しながら、受け入れのほうは、かなり準備を進めていただいているという状況で、この7月22日に出発して、13日間、8月3日まで派遣をさせていただく予定でございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ただ、その心配しているのは前回、セライナの方から派遣を中止したと。その中でこの期間が途絶えた中において、セライナ側の国際交流協会の受け入れ姿勢、そこらを今心配して、ちょっと質問させていただいているのですが、その点、交渉の段階、メールばかりですか。

○出田裕重委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 私自身、語学が苦手ですので、職員の方で語学堪能な方がいらっしやいまして、ちょっとメール交信が途絶えたときには、国際電話でやりとりを助けていただきまして、向こうの印象としては、昨年は来られないけども、受け入れだったらできますよというお話もあったんですが、それはこちらの都合で、一応、お断りさせていただいたと。予算も取っていなかったという関係で、また来年にお世話になりますということで、去年は辞退したんですが、なかなか好意的で、たぶん長船委員もご存じだと思うのですが、ナンシーさんという方を通じて、大変頻繁に連絡を取り合って、このたび行けるようになりましたので。そういう状況なのでご心配はないかと思えます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 団員として、引率者として行かれた方、多々おられるんですが、中にホストファミリーの中に、子どもたちが合わないということが過去に、1、2回なんだけど、ちょっとあったと。その家庭になじめないと。そこらはナンシーさんにはっきりと言えば探してもらえるようなことになりますので、そこらを含めた中で、非常に子どもにとっては最高の体験ができます。

そんな観光ではなく、ほとんど行った子が、帰りには、涙、涙の本当に純粋な気持ちで世話になったという、別れの場があるんですが、その貴重な体験をするためにも、ホストファミリーというのは、その子の今後の成長過程において、海外の視野を広げられるためにも、必要なホストファミリーとの交流だと思いますので、非常に大変だろうと思いますが、慎重にかつ、緊密にやっていただきたいと思っております。

昔と違って、今もアメリカ、治安、ほとんど良くなりました。ニューヨークに行っても、どこへ行っても治安がかなりいいので、子どもらには安心しているのですが、引率者には、事前勉強、これはやっぱり非常に大事だと思うので、そこらの点、ご指導願いたいと。子どもたちが楽しく無事、帰ってくることを願って、努力していただきたいと思っておりますので、その点、お願いして終わっておきます。

○出田裕重委員長 他に。

柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 所管外になってもよろしいですか。

○出田裕重委員長 できるだけ所管内でお願いします。

谷口委員。

○谷口博文委員 先日の一般質問で沼島のことについて、議論を深めることがなかったので、この場をお借りして、お尋ねするわけでございますが、離島振興対策についてということがありますので。

先日も質問させてもらったんですが、沼島には平成6年かに、鞘型褶曲というか、地球のへそというか、一億年ぐらい前の地層が地表に出ている状況にあって、非常に貴重な、世界にフランスと2箇所しかないような、そういうような地層が地表に現れているようなものを観光資源として、活用できないものかなという思いがあって、潮が引いていないときでない、船でみるようなことができないという状況下において、浸食とか、ある程度

保護できるような、ことができないものか。

保護というか、コンクリートで巻いて、風化とか浸食から貴重な。でないと上立神岩ともうひとつのやつは風化で崩れたということも聞いたことがあるわけですね。

その辺、波からとか、その辺、本当に貴重なそういうふうなやつを、コンクリートで巻いて、そこで船でいかななくても、観光客が歩いていくということは無理なのかという思いもあるんですが、その辺分かる範囲ですみませんけども、ご答弁お願いします。

○出田裕重委員長 離島振興対策の観点も含めてお答えできればお願いします。
市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 沼島の鞘型褶曲なんですが、世界的にも非常に珍しいということで、なんとか皆さんに見ていただきたい施設でございますが、なにせその鞘型褶曲がある場所が今現在、船でそれも遠目で見ていただくというような場所でございますので、それを観光的な施設に、なかなかするということになりますと、かなりの費用もかかりますし、工法的にも非常に難しい場所でございます。

また同じように南淡路国民休暇村の海岸線にも、鞘型褶曲ではないのですが、同じようなものがございます。それにつきましても、休暇村のほうで、なんとか保護して皆さんに見ていただきたいということなんですが、同じように海岸縁にありまして、それも放置されたような状態で、知る人ぞ知るといようなことでございますので、今のところ、沼島の褶曲につきましても、船で遠目で見ていただく、沼島周遊の船で見ていただくということになっております。

なかなか保護して施設化するのは難しいことかと思えます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 貴重な鞘型褶曲、フランスと沼島しかない、日本国の貴重な財産を国の補助でも貰って、保存するような工法的に、沖ノ鳥島ではないけども、コンクリートをぐるっと巻いたような、結局波とか、なおかつそのやつを保護して貰うとともに、遊歩道的に観光客が行ったら、国の金でも、県の金でもかまわない。貴重なものだから、市からどないぞこれを未来永劫まで残してほしいというようなことで、その辺の国のお金でもひっぱってきてもらって、とにかく波とかそんなもので、朽ち果てないように、補強というか、保護してあげたら。尚且つ遊歩道的に見てもらえるような観光施設としての整備。

狙いは整備なんですが、国や県から金をとるときには、貴重な資源を保護するようなことで、なんか金を引っ張ってくるような頭はないけ。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 鞘型褶曲を発見したとき、私南淡町の教育長だったんです。名所に指定ができないかという話も発見者の方々からありました。

ただ、名所史跡にする場合は、その所有者を特定しないと駄目なんです。所有者が申請するというのが原則になっています。それか管理者。管理者というのがあるって、管理者が所有者の同意を得ながら申請するという方法もあるんです。

それであそこは公有水面なので、あの岩そのものが誰の所有なのかと。結果的には公用水面なので、国のものと。

果たして国がそういうものやっていただけなのかといえば、とてもそんなことはできませんよと。

管理者として、当時の南淡町が国から同意がいただけるのですかと、公有水面を使うと。それは駄目ですと。それならどうするんですかと。どうもしようがないですねと。公用水面の中ではそういう貴重な造形物があるということだけで、今のままで見ていただくことには支障はないけども、それをとやかくすることになると、先ほど言いましたように水面なので、公有水面の占用をとるなり、埋め立てをするとかいう難しい問題が出て、そのままになっているんです。

ですから、非常に貴重なものというのはみんな分かっているのですが、それを一歩前に踏み出すというのは、国だとか県だとか難しいハードルがあって進めないということなので、ご理解をいただきたい。

それからご紹介のあった、国民休暇村、漣痕というんです。波の後、岩に波の後が付いているんですが、それが出てきていると。それも非常に貴重なもので、日本に3例か4例ぐらいしかないということなんです。

そこは土地は、福良の財産区の所有地なんです。ただその所有地は、今、環境省にお貸ししているんです。

それも名所に指定してはどうかと。それも名所に指定すると、公開することが原則なので、多くの皆さん方に見て貰うと、保護すると共に見て貰うということも義務付けられるんです。

その時、町はやりたいという話をしたんですが、その土地を管理している環境省が同意ができないと。なんで同意できないんですかといったら、そこは関係省が指定するものですから、文部省とか関係省がするものですから、それはできないと。何でできないんですかといったら、公開すると、安全上とかいろいろな問題を考えると、とても経費的に高く付くので、遊歩道を作ったり、いろいろしないといけないので、とても了解はできないということで、それもやむなくそのままになっているんですが、そういう向こうに行くと、ハードルが一杯あって、できたらそういうものもやりたいと思っていたのですが、できな

いというのが現状なんです。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もっと努力してもらわないとあかん。

副市長が言っていた保護と観光よの。そういう風な保護すると鞘型褶曲のところに、コンクリートでぐるぐると囲んで貰って、風化とか浸食から保護してもらって、尚且つ観光客が遊歩道的に見て貰って、地球上に2箇所しかないような貴重なやつを見ていただく。保護と観光やから、市がもっと国に働きかけていただいて、そういうやつを南あわじ市としては、保護すると共に観光の貴重なそういうような地層が出ているので、その努力と
ういのは、副市長、今後も続けて貰いたいと思うのですが、そのあたりはどうですか。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） あれからかなり年数が経っていますので、一度、国のほうが所管があっちこっちやという話、大蔵省なのか、建設省なのか、振り回しをされていたので、あれなんです、一回、そういうことも含めて相談をかけてみたいと思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ありがとうございます。副市長、期待しているから。

沼島の離島振興とともに、南あわじ市に観光客のそういうのが一つの宣伝というか、保護と観光、それが非常に南あわじ市にとってもいいことだと思うので、なんとか努力をしていただいて、橋渡しをしていただいて、せっかく貴重なやつを、南あわじ市の未来永劫まで存続できるようになんとかお願いしてこれは終わっておきます。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 平成19年度に作られた南あわじ市総合計画の中で、行政経営の目標計画の中で、行政経営の目標実現するための基本的考えの中にひとつあるのですが、総意工夫によって、事業事務を効率化、経費を削減する一方、効力化を高めるという欄があるのですが、平成22年度はこういうことに取り組んでいるというのがございましたら、教えていただけますか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） まず財務部担当になるのですが、平成18年度からの行政評価、今、1次評価の担当者から出していただいて、我々2次評価員になっているのですが、そういった中でですね、事務事業の見直し、いろんなかたちで経費の洗い直しというのですか、今、8月にかけてしていこうとしているところでございます。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 同じく、インターネット等の利用による各種申請手続き等の利便性を高めるという、こういう欄がございますが、22年度、こういうことについて、インターネット等でできるようにしましたよというのがありますか。

○出田裕重委員長 情報課長。

○情報課長（入谷修司） 22年度に新たに取組むというのはございませんが、俗に言う電子申請というかたちで証明書の取得等について、取り組んでいるところでございます。

○出田裕重委員長 他にございませんか。
ないようでございますので、所管外のその他。端的にできるだけお願いします。
柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 所管内かと思ったのですが、所管外のようなので、端的に言って、自分でまず動きますが、ここひと月ぐらいの間に、税金に関係することで、市民からの話を直接聞きました。ひとつは固定資産の評価についてです。
お聞きしたいのですが、これは監査委員局長がおられるのでいいのかと思うのですが、審査請求までに至るケースというのは事例として件数としてありますか。

○出田裕重委員長 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高見雅文） 今、毎年、5月の末から7月の中旬ぐらいまでの間に申請を受け付けるということでございますが、毎年平均して、5、6件の申請がございます。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 それはどんな、結果的にはどうなりましたか。
 だいたいアバウトでいいのですが、そういう申し立てに対して、結果はどうなりましたか。

○出田裕重委員長 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高見雅文） 固定資産の評価基準というのがございまして、総務大臣が決めることですが、それに沿った評価を行ったかという審査を行うものでございます。

 結果については、市の税務課の課税については、適正に実施されているというふうな、だいたい結論でございまして、却下なり、棄却というのが多くございます。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 この件は、私、市民生活部のほうでいろいろ実際に聞こうと思っているのですが、宅地と雑種地と農地との関係が、気がつかないうちに変わっているとかですね。

 こんなに違うわけですね、固定資産の評価が。そういう話がどうもあると聞いて、非常に憤慨した話を聞いたんです。

 実際には、審査請求を出すといっていました、折り合いがついたという話を聞きました。収税課の方と。その辺の仕組みについて、ここでお聞きする場ではないかと思っておりますので、割愛します。

 もう1点の話は、滞納の問題で悩んでいる方がおられまして、なかなかよう払えないと。それに対して、何か猶予、分割なりの方法がないのかという話と、非常に取り立ての態度とかが、親切身がないというのですか、そんな声を相当腹立たしく言っているのを聞きました。だからそれは聞きましたということなので、聞きません。

 これらのことについて、どなたかもし、今の取り立てに関する猶予的な話、分割的な話、とにかく年末までにできないケースに対して、どんなふうを考えておられるのか。

 私も別途、市民生活部のほうに行って、したのですが、もっとするつもりではあるのですが、それについて、何かコメントがあれば、教えてもらえたらと思っております。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 皆さん方もご承知のように、税金の滞納、非常に増えています。

市として、税の公平性から言いましても、やはり強い態度で徴収業務をやっております。

県の方々の指導を仰ぎながら、差し押さえをかなり件数も増えております。

ただ、強い姿勢でこちらのほうに対応するのは、ぜんぜん納税相談にも応じず、こちらから行っても会えず、そういうふうな悪質な方々については、差し押さえをやっていくと。そうでないと、税金は5年で時効が成立してしまいますので、時効が来てしまうというふうなことについては、差し押さえ処分をしていくということですが、相手方が誠意を持って、払う姿勢だったら、分納するとか、100円しかないんだという方だったら、100円でも納めていただくというような姿勢があれば、収税課のほうでも対応してくれると思うんです。

ただ、いくら呼び出しても、返事がないと。払う約束したのに払わないというかたちのときには、強い姿勢でやっていくということのようです。

○出田裕重委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 終わりますが、いろいろと事情もあるし、ケースバイケースだと思うんです。確かに強い意志で差し押さえるということもあるし、それに対して対応しにくいので、また話の場が持てないということもあろうかと思えます。

ただあんまり腹を立てて、庁舎の前で焼身しようとかまで言っているようなところもあるようですから、その辺はまた、そんな事情もあるということなので、それなりに私も対応を考えていきたいと思えます。

○出田裕重委員長 他に。

熊田委員。

○熊田 司委員 昨年までは企業経営課があったところ、南淡庁舎のところですが、あそこ今、水道の事業団が入っているということですが、この水道代、電話代、これらはどういうふうに負担するようになっているのでしょうか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） ご指摘のスペースについては、淡路広域水道企業団に施設をお貸しするという事で企業団とお約束ができていまして、申請もいただいております。占用料につきましては、無料というかたちで、3市ともそういったかたちで統一的な考え方でおります。

委員ご指摘の水道代、電気代、電話代等々につきましては、過去の実績に基づきまして、

3市平均をとりまして、年度末に頂戴するというかたちで調整をしておるところでございます。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 あと、こんなことも聞いてもいいのかどうか分かりませんが、水道料金の納付書は下水も一緒に納付書を送っていますよね。あれ、市の事業団がそういう郵送料を担当しているんですか。それとも按分して、市の担当しているのでしょうか。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 下水道料金については、広域水道に徴収を委託しているということにしておりますので、郵送料は水道企業団が持って、手数料として、下水道部分から広域水道部分にその払うということになっております。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 質問が元に戻ってしまうと思うのですが、今まで企業経営課が使っていた庁舎の電気代というのはだいたいどれくらいになるんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） その電気代の中身まで、資料がないので分かりかねますが、3市今、申しました平均の金額を言いますと、1年間まるまるで100万円程度ということで、調整しておるところです。電気代、水道代、電話代を合わせた数字ですが。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 昨年度までその部分の電気代というのは分かれますか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） その部分で、子メーターを付けておることではございませんので、今も付けておりませんので、庁舎全体の電気代、それを床面積がなんぼかでその電気代になりますが、その床面積分の今、使用いただいている占有いただいている面

積分で按分いたします。それで電気代相当分を頂戴するというかたちで電気代については考えております。

水道代については、そこで働いている人数と南淡庁舎全体の人数との割合の按分で頂戴するという考え方です。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それでしたら電気のほうは子メーターを付けていただくということになれば、きちんとした金額が出るのではないかと思うのですが、そういう考え方はありますか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） ただ今、淡路広域水道企業団との調整の中では、今、金額を申しましたけども、22年度は頂戴するという事で調整させていただいております。23年度以降につきまして、調整の中で、そういう話が出る場合はメーターを設置するという事も考えられます。

○出田裕重委員長 他に。

ないようでございますので、執行部報告事項があれば。

ございませんか。ないですね。

それでは閉会を致します。

柏木副委員長、閉会のご挨拶をお願いします。

○柏木 剛副委員長 どうも長時間お疲れ様でした。

執行部の皆さん、委員の皆さん、本当にお疲れ様でした。

これを持ちまして終了します。

(閉会 16時16分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年7月14日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 出 田 裕 重